



第4章

施策内容

1. 地球温暖化対策の推進
2. 資源循環型地域社会の形成
3. 人と環境にやさしい交通体系の確立
4. 化学物質の拡散防止
5. 身近な水辺環境の保全
6. 湧水の復活（水の循環）
7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全
8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造
9. 歴史的文化的遺産の継承
10. 都市のうるおいの創造
11. 環境教育・学習の推進
12. 協働のしくみづくり・人づくり

1

地球温暖化対策の推進

目標

市民、事業者、民間団体*及び市が、21世紀半ばを見通した長期的な展望に立ち、地域でできる地球温暖化*対策をはじめとした地球環境問題*への取組を推進することにより、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献することを目指します。

指標	現状値 (平成17年度)	目標値
家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯)	2,437	平成22年度 2,290 平成27年度 2,220
市役所における二酸化炭素排出量 (t-CO ₂ /年)	44,187	平成22年度 43,203 平成27年度 41,869
市内太陽光発電システムの累積発電出力 (kW)	3,650	平成22年度 6,300 平成27年度 9,050
市役所の環境配慮商品購入率 (%)	56.7	
公共施設新エネルギー* 利用施設数 (施設)	77	
エコストア・エコオフィス* 登録件数 (件)	199	

家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量は、東京電力(株)から供給される使用電力量の換算分と武州ガス(株)から供給される都市ガス使用量による換算分を合計した数値となっています。

市役所における二酸化炭素排出量の現状値は、平成17年度末現在の市の公共施設からの排出量です。平成18年度には、滝ノ下終末処理場が埼玉県へ移管、し尿処理施設が廃止されました。

公共施設新エネルギー施設数は、市の公共施設(市内に所在する川越地区消防組合の施設を含む)で新エネルギーを利用している施設の数です。



左：エコストア、右：エコオフィス

民間団体

行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

地球温暖化

人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題

地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡み合っている。

新エネルギー

石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

エコストア・エコオフィス

簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。



共通理念

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、電力使用や化石燃料等の燃焼に伴う二酸化炭素の排出等が原因となり、人間の健康や経済社会活動への深刻な影響を及ぼす問題です。

私たちは、地球市民の一員としての認識のもと、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、エネルギーや資源利用の効率の高い持続可能な地域社会を構築します。

具体的取組

1-1 地球温暖化対策の推進

1-1-1 総合的・計画的な推進

(仮称)川越市地球温暖化対策条例の制定 **重点**

- ・市域における温室効果ガス*の削減等を推進し、地球温暖化防止に寄与するため、「(仮称)川越市地球温暖化対策条例」を制定します。

(仮称)川越市地球温暖化対策地域推進計画の策定 **重点**

- ・地球温暖化対策推進法第20条に基づき、市の環境特性に応じて、市域から排出される温室効果ガスの排出削減を総合的・計画的に推進するため、「(仮称)川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

川越市環境にやさしい率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)の推進

- ・地球温暖化対策推進法第21条に基づき、市自らが率先して環境配慮に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表面の温度を高める効果をもつ気体(ガス)。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。



左：こまめな消灯、右：エアコンの設定



1-1-2 省エネルギーの推進

公共施設のエコオフィス化の推進

- ・公共施設における省エネ活動を推進するとともに市民への意識啓発を図ります。



1% 節電プラス1(ワン)運動による省エネ啓発

民間事業所のエコオフィス化の普及

- ・事業所に対し、経営の重要な要素として環境保全に取り組む環境経営を促進します。

環境管理・監査制度等の普及

- ・市として、率先して環境管理・監査制度(環境マネジメントシステム*)に取り組むとともに、事業者に対しては、ISO14001*やエコアクション 21*等の環境管理・監査体制の確立に向けた情報提供を行います。

省エネルギー設備の導入

- ・高効率機器や省エネ機器・住宅を普及させるための啓発を図ります。
- ・公共施設における ESCO 事業*等により、省エネルギーを推進します。

ライフスタイル改善の促進

- ・物の購入時には、エコマーク*商品や省エネラベル商品等の環境にやさしい商品を優先的に購入することなどを市民に呼びかけ、ライフスタイル改善の促進を図ります。

環境マネジメントシステム組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001
国際標準化機構(ISO)が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返すPDCAサイクルを特徴とする。

エコアクション 21
規模の小さな組織に向けて、ISO14001をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。

ESCO 事業
事業所のエネルギー消費を全体的に調べ、エネルギー効率向上の対策を請け負う事業。効率向上の成果に沿って報酬がもたらされる。

エコマーク
身近な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられている。(財)日本環境協会が認定事業を行っている。



市民・事業者への意識啓発

- ・市民・事業者に対し、地球環境保全についての意識を高め、自主的な取組ができるよう広報やイベントの開催を通じて呼びかけます。



左：電力消費量や電気代がリアルタイムでわかる「省エネナビ」
右：コンセントで消費電力がわかるエコワット・ワットチェッカー

1-1-3 新エネルギー等利用の促進

新エネルギー等の導入促進

- ・公共施設への太陽光発電システム及び燃料電池等の新エネルギー設備の設置を図ります。
- ・身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムの導入を市域全体で推進します。
- ・燃料電池等新エネルギーの普及を促進します。
- ・公共部門での小型水力発電の導入について検討します。



左：公共施設の太陽光発電、右：住宅の太陽光発電

1-1-4 その他の地球温暖化対策等

緑の保全及び緑化

- ・二酸化炭素の吸収源対策として緑の保全や創出に努めます。

ヒートアイランド対策

- ・地球温暖化の防止やヒートアイランド*現象の緩和のため、屋上緑化・壁面緑化を普及促進します。（施策 10-10 緑化の推進-生活空間の緑化 参照）
- ・緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

ヒートアイランド
都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。



ごみの減量や資源化の推進等による二酸化炭素の排出抑制

- ・ごみの減量や資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。

交通円滑化方策の推進

- ・渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素排出を削減します。
- ・エコドライブの普及等により、自動車からの二酸化炭素の排出の抑制を図ります。



国及び他の地方公共団体等との連携

- ・国、他の地方公共団体等と連携を図りながら、地球温暖化対策を推進します。

1-2 その他の地球環境問題への取組

1-2-1 酸性雨対策

酸性雨の監視等

- ・酸性雨*の監視を引き続き実施していきます。
- ・酸性雨の原因や影響等についての情報を収集し、市民へ情報提供していきます。

酸性雨
 硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。

1-2-2 森林の保全

公共工事における対策

- ・市の行う公共工事の際、型枠の使用抑制や一度使用した型枠の再利用などの保護対策を図ります。

紙の使用に関する対策

- ・市は、紙の使用量の削減や再生紙の使用比率の向上などを率先して行います。



普及啓発

- ・森林の減少が地球環境に及ぼす影響等について市民に啓発を行います。

1-2-3 生物多様性の確保

外来生物の情報提供

- ・オオクチバス（ブラックバス）など、生態系*等への悪影響を及ぼすおそれのある外来生物による生態系に係る被害を防止するため、外来生物を野外に捨てたり、それ以上繁殖させたりしないことが重要であることを啓発します。（施策 8-4 外来生物対策- 外来生物の情報提供 参照）

生態系
あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機質な環境とを総合した系（システム）。

外来生物の調査、対策

- ・民間団体等と協力して、外来生物の調査、対策等を実施します。（施策 8-4 外来生物対策- 外来生物の調査、対策 参照）

1-2-4 国際的取組

開発途上国の公害問題対策

- ・開発途上国の公害問題等についての情報を収集し、市レベルの環境に関する国際協力のあり方について検討します。

海外自治体との情報交流

- ・海外の自治体との環境に関する情報の交流の活性化を推進します。



JICA（国際協力機構）との連携
（環境問題に関するアジア欧州
会合）